

学校法人和歌山信愛女学院 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人和歌山信愛女学院（以下「本法人」という。）の役員（理事長、理事、監事）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬および退職金)

第2条 役員の報酬等には職員給与規程に基づくものを含まない。

2 常勤役員の報酬月額とは別表1に定める額とする。

3 常勤役員に対する賞与および退職金は、報酬月額に対し別表2および3により算出される額とする。

4 本法人の専任職員が役員を兼務する場合は支給しない。

(非常勤役員の報酬および退職金)

第3条 非常勤役員の報酬は、執務した日数に応じ、1日につき50,000円以内とし、理事長が定める。ただし、交通費は実費を支給する。

2 非常勤役員の賞与および退職金は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給の時期は、毎月21日とする。

2 賞与の支給日は、毎年6月30日および12月10日とする。

3 退職金は、退職の事由が発生した日から一カ月以内に支給する。

4 支給日が、土曜日、日曜日または国民の祝日にあたる場合には、その前日に支払う。

5 報酬等は、現金または銀行振込み等の安全で確実な方法により支払う。振込先の口座は、原則として本人の指定により登録されている報酬振込口座とする。

6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

7 退職金算定の基礎となる勤続年数の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数により計算し、一年未満の端数は切り捨てる。

(細則の制定)

第5条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決を経るものとする。

附則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
3. この規程は、昭和61年5月1日から施行する。
4. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	上限を 75 万円とし、理事会において定める。
理事	上限を 50 万円とし、理事会において定める。
監事	

別表第 2（常勤役員の賞与）

理事長、理事、監事	年間 4 か月分を上限とし、理事会において定める。
-----------	---------------------------

別表 3

役員 退職金給付率表

学校法人和歌山信愛女学院

勤続年数	給 付 率	勤続年数	給 付 率
1年	0. 6	26年	30. 95
2	1. 2	27	33. 525
3	1. 8	28	36. 1
4	2. 4	29	38. 675
5	3. 0	30	41. 25
6	4. 5	31	42. 625
7	5. 25	32	44. 0
8	6. 0	33	45. 375
9	6. 75	34	46. 75
10	7. 5	35	48. 125
11	11. 1	36	49. 5
12	12. 2	37	50. 875
13	13. 3	38	52. 25
14	14. 4	39	53. 625
15	15. 5	40	55. 0
16	16. 6	41	56. 375
17	17. 7	42	57. 75
18	18. 8	43	59. 125
19	19. 9	44以上	60. 0
20	21. 0		
21	22. 2		
22	23. 4		
23	24. 6		
24	25. 8		
25	28. 375		

学校法人和歌山信愛女学院 評議員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人和歌山信愛女学院（以下「本法人」という。）の評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（評議員の手当報酬）

第2条 評議員については、評議員としての執務日数に応じ、予算の範囲内で理事長の定める額の報酬を支給する。なお、本法人の専任職員または理事が評議員を兼務する場合は支給しない。

2 評議員の賞与および退職金は、支給しない。

（細則の制定）

第3条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

（規程の改廃）

第4条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

附則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
3. この規程は、昭和61年5月1日から施行する。
4. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和2年4月1日から施行する。